

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

令和七年九月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一号			指定番号
建築基準法第四十二条第一項第四号			指定に係る道路の種類
令和七年八月二十六日			指定の年月日
埼玉県飯能市大字双柳字六道八百二十一から 埼玉県飯能市大字双柳字六道八百二十六まで	埼玉県飯能市大字双柳字六道八百四一から 埼玉県飯能市大字双柳字六道八百六十九まで	埼玉県飯能市大字双柳字六道八百二十九一まで	指定に係る道路の位置
三百・〇	百五十・〇	八十・〇	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
九・〇	六・二	四・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)